

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2014/3/6

第8号

秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】052-953-8052 【FAX】052-953-8050

【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】<http://nohimityu.exblog.jp>

【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control

情勢と今、必要なこと

共同代表 弁護士 中谷雄二

情報保全諮問会議の開始、議事録を開示させた意義

本年1月、政府は、特定秘密保護法の適正な運用を確保するためとして、情報保全諮問会議を開催した。議事要旨が公開され、情報公開請求により議事録も開示されている。日弁連からも委員が加わった結果として、秘密にされがちな議事が公開されることとなったのは、恣意的な運用をチェックするためにも大きな意義がある。

秘密法の問題点からあくまで目を背け続ける首相、渡辺座長

しかし、公開された議事要旨を読んで、秘密保護法に対する懸念は深まった。冒頭の安倍首相の発言は、「一般の方の生活には全く影響はない。むしろ、恣意的な運用を許さないためのものである。」と、これまでの説明を繰り返すだけである。さらに、渡辺座長も、「治安維持法は、広範な拡大解釈の余地を残す悪法であったが、特定秘密保護法は極めて明確で、二重、三重に拡大解釈の濫用を縛ってある」ことが強調された。しかし、秘密法の法文上は、むしろ、秘密の範囲、指定権者、適性評価の事項など、拡大解釈の余地が十分ある曖昧な文言となっている。他方、歯止めは抽象的規定にすぎない。秘密法は拡大解釈の余地を残すからこそ、国民の人権を侵害し、知る権利を侵すおそれがあるとの批判が寄せられたのである。

法の廃止を求めるのと同時に、濫用させない体制をできるかぎり整えること

情報保全諮問会議に出席した委員から、「知る権利、取材の自由との関係で懸念、不安があるということは事実である。法律が成立した以上は、その運用に遺憾のないように運用基準を詳細に定め、拡大解釈を防ぐことが重要である。」との意見が出されている。正論である。

法の廃止を求める運動を強めることと、同時並行で基準や運用を縛る制度を厳格に設けること、実施された際に濫用させないような体制を整えることは矛盾しない。悪法を実際に発動させないという観点から考えれば、目的は共通する。

秘密法の狙いを見抜き、全国で運動を大きく広げよう

今、必要なことは全国津々浦々にこの法の問題を広げること、集団的自衛権の行使の政府の憲法解釈の変更による容認や、国家安全保障基本法制定への動きなど、この国が戦争する国になることと一体となって急速度で進められている安倍内閣の壊憲策動と対決するためにも法の狙いを見抜くことである。私たち市民は、人権・民主主義・平和の破壊を許さないことを、運動を大きく広げることによって示す必要がある。

この講演学習会は、講演と緊急報告を中心に行われた。会場のウィル愛知には 360 人定員のところに 400 人近くが詰めかけ、立ち見が出る超満員で、秘密法廃止への熱気が最後まで続いた。



講演『国際人権法上の〈知る権利〉 特定秘密保護法批判のために』

(エセックス大学人権センター講師 藤田早苗さん)



藤田さんは英国で秘密法成立の動きを知り、友人とともに法案を英訳配布した。その結果、

国連や国際人権団体から次々と批判する声明や発言が出され、藤田さんはこれらを和訳して日本社会に伝えた。

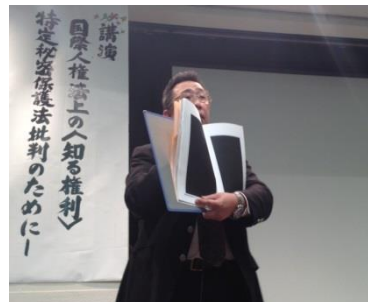
第2次世界大戦以前、人権問題は他国が干渉すべきでない国内問題であるとされていたが、その結果国際社会はナチスによる大規模な人権侵害を認知できず、防ぐことができなかった。その反省から、人権を国際関心事にしようとの合意が形成され、国際人権基準が国連を中心にして確立されてきた。これらの声明や発言の根拠とされたのは国際人権基準である。民主主義国であれば遵守すべきものである。ましてや日本は「表現の自由・情報へのアクセス権」

を規定した、「自由権規約」を批准している。「批准」とは「その条約をわが国も取り入れて守る」という意味であり、条約に反する国内法は改定・廃止しなくてはいけない。ましてや条約に反する法律を作ってはならないのだ。憲法 98 条にも条約と国際法規の遵守義務が謳われている。

自由権規約委員会による第6回日本審査が今年7月に行われ、日本政府のほかに日弁連や NGO から報告書が出される。これを機会に、秘密法が自由権規約と「ツワネ原則」などの国際人権基準に違反すること、また、日本が国連でどのような約束をしているのかを明らかにし、国会議員に思い出させ、メディアにも報道させよう。

緊急報告『法案の問題性を隠蔽するための不開示～漏えい罪の刑事裁判の議論の混迷と隠蔽』

(情報公開市民センター 理事長 新海 聡弁護士)



報告されたのは、秘密保護法の立法過程の情報公開請求に対し 12 月 6 日にやっと公開された、特定秘密を漏えいした場合の

刑事裁判はどう行われるのかをテーマとして行われた議事要旨の分析。

特定秘密漏洩の裁判では、外形立証だけでは憲法上の裁判公開規定とぶつかる懸念があるが、これを法案で手当てすることを省略し、国会提出に間に合わせるために見切り発車したことが明らかになった。

拙速に制定された分、他にも多くの課題を積み残しているはずだ。それを明らかにし、政府と論争を続けられることが、法を廃止するために有効ではないだろうか。

2014年1月24日、栄エンゼル広場にて、秘密保全法に反対する愛知の会と愛知県弁護士会との共催で、秘密法を廃止に！大集会・大デモを開催した。

この1月24日の集会・デモは、第1回（昨年11月21日）、強行採決当日の第2回目（12月6日）の後だったので、参加者数は心配されたが、約3000人が結集して、「あきらめない」という強い意志を表す場となった。従来の市民運動の規模を遥かに上回り、連続したのは近年なかった。スピーカーからは大サウンド、うたごえ協議会の「ひ・み・つ」、板谷信彦さんの歌「秘密で逮捕はイヤだ！」や94歳の水田洋さん（学士院会員）を最年長に各氏の発言が続き、脱原発運動の藤原はづきさんの「秘密保護法絶対反対」のコール、共同代表の中谷弁護士がこの日の全国一斉行動を伝え、「秘密法に反対する全国ネットワーク」が成立したと表明。最後は「つぶせ！『秘密保護法』集会宣言」で終了した。



デモに移る時は太鼓やトランペットの音楽隊も盛り上げ、十数台の各団体の街宣車にはステッカー「STOP 秘密保護法」が貼られてアピール、幟やプラカードを掲げた長い行列は壮観。その様子は党派の違いや個人の立場の小異を感じさせないものであった。参加した人々にはかつての安保闘争などを彷彿とさせ、諦め気味だった内面に火が点り、政治の危機に立ち向かう共同戦線とも統一戦線ともいえるものに映ったのかも知れない。



とくに自民、公明政権による極めて乱暴な「秘密法」成立の策動は、多くの人々の危機感を掻き立て、安倍政権を糾弾して責任を問う気持ちが渦巻き、あらゆる意味で閉塞感を打ち破る、持続的な運動ができる雰囲気を作り出した。この蔭には、世話人会、拡大世話人会に集まった仲間たちによるチラシの作成配布、街宣車の確保、会場設営、連日の街頭宣伝、学習会などを通しての多くの協力があった。

またマスメディアの力も加わった。それは新聞のみならず、11月21日のメ〜テレの実況中継は前代未聞、報道ステーションでも紹介されて全国に繋がった。12月6日には中京テレビの中継もあり、それを見て駆けつけた参加者もいた。街宣活動を追うテレビも数社現れ、市民からも「ご苦労さん」と声援が増えた。

国民が知るべき重要事項が「秘密」にされ、それを知る行為に厳罰が下る事態を許してはならない。そんな気持ちが共通の輪を広げ、脱原発金曜抗議行動は12月6日に同じくこの日も休み、集会に結集してくれた。さあ、この力をどう生かせるか。



これからは若者の時代

日本福祉大学特定秘密保護法を阻止する学生の会 代表 19歳 中村空慈

私は、2月1日に東京・新宿で行われた「秘密保護法に反対する学生デモ」に参加しました。愛知からは約15名の参加があったようです。また、TwitterやFacebookなどの告知により、北は北海道、南は沖縄と全国各地からの参加者がありました。



今回のデモは首都圏の学生を中心に、企画段階から運営に至るまですべて学生により行われたものです。大音量でヒップホップの曲を流し、ラップ調のシュプレヒコールで楽しみながらコールをすることができました。若者が参加しやすい内容となっており、まさに学生の、学生による、学生のためのデモであったと強く感じました。

秘密保護法は若者こそ主張しなければならない問題です。しかし、多くの若者はデモに参加することに抵抗があるようです。それならば、若者が主体的に参加できるデモを企画してしまえばいい、私はそう考えています。東京の学生たちがそうであったように、名古屋にもその流れを作る時が訪れたのではないのでしょうか。

三重からの報告

秘密保護法に反対する市民ネットワーク・三重 事務局 伊藤一幸

三重では、いろいろな市民団体や労組等が秘密保護法反対の取り組みをしていましたが、まだ市民への広がりには十分ではない、との危機感から、四日市、鈴鹿、伊勢で個々に秘密保護法案反対を冠して運動に取り組んでいた3団体が連携して、新しいネットワークを立ち上げました。遅かったけれど遅すぎたわけではない、全国の高まる反対運動に連なればまだ廃案に追い込める、と12月3日に発足、午後と夜2回、津で集会とデモを実施。（4紙がかなりの紙面で報道）それ以降、鈴鹿市民の会は、2月8日に村田雄介弁護士による講演会。雪にも負けず40名の参加。伊勢では、会員が重複する九条の会恒例の9日（2月）のピラマキ。ピラ裏面には、3月29日に市民ネットで行う中谷雄二弁護士講演会のチラシを印刷。四日市の会も年末から月2回のピラマキと署名行動をしながら、2月25日には、愛知から濱郷将周弁護士に来ていただいていたの講演会を実施。（参加者数はヒミツ…。）



県内では、名張、松阪、桑名でも新しい市民団体ができて行動しているとのことで、今後連携を求めながら県内の反対運動を広げていきたいと思っています。

末尾になりましたが、発足したばかりの小さな三重の会に、1月24日の集会では、報告の場を与えていただきましたこと、感謝しております。ありがとうございました。

「秘密法に反対する全国ネットワーク」発足

会員 近藤ゆり子

当会は、2012年4月の発足からずっと、全国各地の秘密法反対運動と繋がることを目指してきました。特に昨年秋からは、全国で展開される「秘密法反対」の運動情報を精力的に集め発信するセンター的役割を担い、全国の仲間の信頼を得ることができました。12月6日の全国一斉行動の呼びかけに続き、12月30日には東京の「秘密保護法」廃止へ！実行委員会とともに「秘密法に反対する全国ネットワーク」の呼びかけ団体となりました。

すぐに全国から呼応する動きがあり、1月24日(通常国会開会の日)参議院議員会館内で開いた発足記者会見では、22都道府県32団体の参加を発表できました。その後も参加団体は増え続け、3月3日現在、25都道府県49団体に上っています。

4月6日には名古屋で、第1回の全国交流集会を開催します。(→6ページ)



「秘密法廃止を」国会前に「鎖、

2014.1.25
中日新聞

1月24日、国会包囲ヒューマンチェーンは、3000人以上による「鎖」が完成しました。その後の「秘密法廃止を！」院内集会も、会場の定員を大幅に上回る500人が参加しました。

地方議会から「秘密法」意見書続々、成立後に85件

会員 近藤ゆり子

特定秘密保護法の成立後に廃止や慎重な対応などを求める意見書を可決した地方議会

県議会
岩手県、新潟県、鳥取県
市町村議会
【北海道】森町、余市町、南幌町、豊富町、根室市、仁木町、戸別市、音更町、幕別町、岩内町、安平町、芽室町
【岩手県】奥州市、花巻市、久慈市、軽米町
【宮城県】美里町【福島県】南会津町、浪江町
【埼玉県】宮代町【東京都】調布市
【千葉県】白井市【神奈川県】葉山町
【静岡県】焼津市
【長野県】辰野町、山ノ内町、南箕輪村、小布施町、中川村、高山村、木島平村、栄村、長野市、岡谷市、松本市、富士見町、池田町、茅野市、長和町、下諏訪町、野沢温泉村、高森町、木祖村、生坂村、安曇野市、木曾町、山形村、白馬村、伊那市、飯山市、阿智村、大鹿村、松川村
【愛知県】飛島村【滋賀県】長浜市
【京都府】木津川市、長岡京市
【大阪府】吹田市【奈良県】吉野町
【兵庫県】新温泉町、高砂市、加古川市
【鳥根県】吉賀町【鳥取県】米子市
【高知県】安芸市、本山町、四万十市、大豊町、四万十町
【福岡県】志免町【長崎県】長与町
【沖縄県】読谷村、西原町、与那原町、宜野座村、中城村、嘉手納町、北谷町、大宜味村、北中城村

※本字は廃止・撤廃、凍結を求めた議会

「秘密法廃止を」地方動く

→ 中日新聞二〇一四年一月二日

地方自治法99条には「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」という規定があります。「秘密法」を巡っては多くの地方議会から意見書が国会に出されています。臨時国会での審議中に意見書が42件出されました(「反対・廃案を」=15件、「慎重審議を」=25件、

の他=2件)。「秘密法」が強行採決された後も85件出されています。強行採決に抗議するものが20件、「廃止(撤廃)を」が42件、「凍結」が7件、「抜本的見直し・修正を」が8件、「慎重な運用を」が19件などです(重複あり)。

これだけ数多くの意見書が、それも法成立後にこんなにも多数出されるのは異例です。世論は、決して「通っちゃったんで、言ってもしょうがない」(2014.1.25 羽井勝人NHK会長の発言)ではないのです。

「秘密法」では、原則として地方自治体には特定秘密は提供されません。「国の重要なヒミツは地方自治体なんかにはやらない」、これでは地方自治体は住民の命を守るという基本的な役割を果たすことができません。

東海3県の自治体からの意見書はまだほんのわずかです(*)。皆さんの住む市町村の議会に意見書を採択させる働きかけをしませんか? 文例などの参考情報は当会までお尋ね下さい。

*東海3県分

(成立前) 愛知: 弥富市議会、日進市議会、三重: 菟野町議会
(成立後) 愛知: 飛島村議会

4/5(土)午後1時半～ 2周年総会+記念講演 落合恵子氏
4/6(日)午前10時～ 第1回全国交流集会に参加を

会員 内田隆

たいへん悔しいことに、2013年12月6日、特定秘密保護法は強行採決によって成立してしまいました。「秘密保全法に反対する愛知の会」は、この悪法を廃止するためにこれからも全力を尽くします。

2012年4月に結成した「愛知の会」は、今年で2周年を迎えます。できるだけ早く、秘密法を葬り去って解散したいところですが、この2年間の取り組みを振り返り今後の活動につなげるべく、4月5日(土)午後1時半から結成2周年総会を行います。総会に引き続き、記念講演として作家の落合恵子氏をお招きします。11月21日の日比谷野外音楽堂での力強い訴えが印象的な落合さんのお話を通して、民主主義について考え、よりいっそう気を引き締めたいと思います。記念講演はどなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

さらに、「愛知の会」と『「秘密保護法」廃止へ！実行委員会』（東京）が呼びかけて1月24日に結成した「秘密法に反対する全国ネットワーク」は、全国の人々が手を結び交流しながらノウハウの共有、情報交換、一斉行動を行うため、メーリングリストで協議しています。2014年3月3日現在で全国25都道府県・49団体が参加を表明しています。この全国ネットワークで、初の全国交流集会を行うことになりました。「愛知の会」総会の翌4月6日(日)午前10時から午後4時まで、名古屋市内にて行います。活動の経験交流だけでなく、今後の方針なども議論したいと思っています。事前に参加団体から活動報告書を提出していただき、冊子にする予定です。全国ネットワークに参加していなくても、どなたでも参加できますので、どしどしご参加ください。

2年前から秘密保護法反対運動を続けている「愛知の会」の取り組みは、各地で運動の参考にいただいています。ぜひ全国の運動を愛知が引っ張っていきましょう！

春らしいチラシもできました！

秘密法廃止
ここから

2014年
①4月5日(土)
会場：ウィルあいち ウィルホール
(名古屋市中区上区杉1)
(地下鉄名城線「市役所」駅徒歩10分)
13:30～14:15 愛知の会総会
14:30～16:30 記念講演
「社会の主役は誰？民意から考えるこの国のかたち」

②4月6日(日)
会場：ウィルあいち 大会議室
10:00～16:00 全国交流集会
(この日は、全国各地で「秘密法を LOCK : ロックアクション」が行われます)

特定秘密保護法が成立してしまいましたが、諦めるつもりはございません！
まだまだ、ここから！
この悪法を廃止するため、全国で立ち上がった人々によって1月24日、「秘密法に反対する全国ネットワーク」が結成されました。2月28日時点で48団体が参加しています。そしてこの度、はじめての全国交流集会を、4月6日に名古屋で開催します！各地での経験・情報交流や、今後の活動の方針についても、みっちり話し合います！
前日4月5日の「秘密保全法に反対する愛知の会」の結成2周年記念講演では、落合恵子さんを講師にお迎えします。こちらもぜひご参加ください！

主催
①愛知の会総会・記念講演・秘密保全法に反対する愛知の会
②全国交流集会：秘密法に反対する全国ネットワーク
お問い合わせ
秘密保全法に反対する愛知の会
TEL) 052-953-8052 FAX) 052-953-8050
E-mail) no_himitsu@yahco.co.jp
Web) http://nohimitsu.co.jp/blog.jp
Twitter) https://twitter.com/himitsu_control

落合恵子さん
作家・子どもの本の専門誌
クレヨンハウス主宰
1945年生まれ。株式会社文化放送を経て執筆活動。「声が小さい娘」に寄り添った作品が多い。子どもの本の専門家(筑波大・大塚江原)はオープンして38年。人権、反差別をテーマとして活動を続ける。最近の主な書籍に「わたしはわたしになっていく」(東京・中日新聞)、「てんつくてんつく」(岩波書店)、「自分を生きかためてあげたい日」(集英社)など。

誰でも参加OK!
資料代：①②各500円

①秘密保全法に反対する愛知の会
結成2周年総会+記念講演

とき 2014年4月5日(土)
13:30～14:15 総会
14:30～16:30 記念講演 落合恵子さん
「社会の主役は誰？民意から考えるこの国のかたち」

ところ ウィルあいち ウィルホール
参加費 500円

②秘密法に反対する全国ネットワーク 交流集会

とき 2014年4月6日(日)
10:00～16:00

ところ ウィルあいち大会議室
参加費 500円

私は今、新聞各紙の投書欄を注意して見えています。それは最近投書欄に二つの特徴が現われているからです。

(1) 人々は秘密法成立で諦めてはいない

特定秘密保護法が昨年12月6日に強行採決され、成立しましたが、それから2ヶ月経っても（この原稿を書いているのは2月10日です）、新聞に秘密保護法の問題点を指摘したり、廃案を求める意見、政府の国会運営を非難する投書が続いていることが第一の特徴です。

普通、政治的に大きな問題でも、五日か一週間もすると人々の間の話題に昇らなくなるものですが、特定秘密保護法については時間が経っても多くの人々がこれを何とかしなければならぬと思いつけていることが、このような投書になって現れているのだと思います。

(2) 幅広い年代の人が投書している

第二の特徴は、投書者の年齢が幅広く、普段はあまり投書欄で見かけることの少ない年代の人の投書もよく見られることです。

新聞の投書欄では普段は年代の高い人（70代以上の）の投書が主流を占めていますが、特定秘密保護法や集団的自衛権の行使問題では、普段あまり見られない40代、50代の人の投書もよく見かけるようになりました。さらに高校生や中学生が修学旅行で広島や長崎を訪れた感想と併せて平和や思ったことははっきり言おうという気持ちを述べたりしています。こうした若い世代の投書を読むと元気づけられます。

どんどんマスコミに意見を伝えましょう

いろいろな人の投書が新聞に載ることが読む人を元気づけます。諦めかけた人に発言する勇気を与えます。投稿したが紙面に載らなくても、新聞社にはそのような意見の人が多くいることを知らせることになり、紙面づくりや取材の参考になります。

投書が新聞に載るということは、ビラ撒きやデモで周囲の人にアピールするよりもっと広範な人に意見を伝えるチャンスです。さあ、どんどん投書しましょう。



編集後記

秘密保護法対策弁護団、発足へ！

編集長 弁護士 矢崎暁子

政府の予定する秘密法施行まで10か月となった現在、法律の廃止運動を強化するとともに、施行されてしまった場合を想定した体制も必要となってきています。そこで3月12日、全国の弁護士に呼びかけて「秘密保護法対策弁護団」が立ち上がります。2月28日現在で230名以上の弁護士が参加しています。この弁護団の目的は、①秘密法施行に先立って理論面を鍛え弁護体制を整えておくこと、②秘密法廃止運動を市民とともに取り組むことです。

施行前から弁護団を作るのは、体制を整え、また運動に弁護士が顔を出すことで、弾圧が行われない

よう威嚇するという意味もあります。

秘密法は、従来から指摘してきたとおり、弁護人や被告人、裁判官さえ「秘密」の実態がわからないまま裁判が行われるなど公正な刑事裁判が破綻する危険を多分にはらんでいます。また「適性評価」という身辺調査による人事差別をさせない・救済する取り組みも必要です。「軍機保護法や治安維持法のようなことは今の日本では起こらない」と言えるならば、私たち弁護士や市民がそれを許さないからにはほかなりません。犠牲者が出るのを見過ごさないための、新たな取り組みです。ご注目ください！

今後のイベント情報(愛知)(他団体含む)

★3/6(木)18:30~20:30

学習会「国家安全保障基本法と秘密保護法」

@愛知大学車道校舎本館K1001 教室

講師 飯島滋明氏(名古屋学院大学准教授・憲法)

★3/15(土)13:30~16:00

秘密保護法反対 マル秘作戦会議

@愛知県青年会館

★3/16(日)13:30~17:00

学習会「秘密保護法」で「共通番号」はどのように!

@名古屋企業福祉会館5階第2会議室

講師 黒田充氏(自治体情報政策研究所代表)

★3/30(日)14:00~16:00

秘密保護法の廃止を求める知多半島市民のつどい

@アイプラザ半田研修室 講師 矢崎暁子弁護士

★4/5(土)13:30~16:30

愛知の会2周年総会+記念講演

@ウィルあいちウィルホール

講師 落合恵子氏

★4/6(日)10:00~16:00

秘密法に反対する全国ネットワーク 交流集会

@ウィルあいち大会議室

**あなたも秘密保全法に反対する愛知の会に入りませんか?
会員募集中!**

秘密保全法に反対する愛知の会は、「秘密保全法」の制定を阻止するため、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。結成当初からほぼ月に2回の街頭宣伝、弁護士会員の学習会への講師派遣、講演会、デモや集会の企画、ブログやツイッター、ニュース「極秘通信」での情報発信などを行っています。

秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法の廃止に向けて引き続き元気に活動中です!

今後のイベント情報(全国)

★3/6(木) ロック・アクション/6の日全国一斉行動

少なくとも19都道府県(北海道・宮城・山形・茨城・千葉・東京・神奈川・石川・岐阜・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・福岡・佐賀)で一斉行動の予定。

★【岐阜】3/7(金)19:00~20:30

「秘密保護法とメディアのゆくえ」

@ハートフルスクエアG小研修室2 講師 津田正夫氏

★【東京】3/12(水)17:00~ 秘密保護法対策弁護士結成

@参議院議員会館101会議室

講師 村井敏邦氏、落合洋司弁護士

★【東京】3/15(土)14:00~16:00

第10回憲法カフェ・秘密保護法の本当のねらい

@東京YWCA会館217室 講師 清水雅彦氏

★【神奈川】3/22(土)18:00~21:00

学習会「自民党反論文書に対する再反論」

@藤沢市労働会館第2会議室 講師 山下幸夫弁護士

★【三重】3/29(土)13:30~

秘密保護法を廃止に!市民ネット・三重集会

@三重県教育文化会館 講師 中谷雄二弁護士

★【岡山】3/29(土)13:30~15:30

学習会「秘密保護法で日本はどうなる」

@勤労者福祉センター 講師 井上正信弁護士

★【宮崎】3/30(日)14:00~16:30

連続学習会第1回「秘密保護法の正体~各条ごとに検討」

@宮崎市民プラザ4階大会議室 講師 山田秀一弁護士

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています!会員の方には、企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動一チラシや極秘通信・展示物の作成・配布などは、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎です!入会希望・カンパ希望の方は、当会まで年会費(個人1口1000円、団体1口3000円)をお振り込み下さい。

【振込先】郵便振替口座 00840-3-214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」